

高度無線通信研究委員会運営細則

2012年（平成24年）5月18日第7回高度無線通信研究委員会決定

2019年4月16日第14回高度無線通信研究委員会決定

（目的）

第1条 本細則は、高度無線通信研究委員会（以下「研究委員会」という）の運営並びに研究委員会の部会等の運営に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（研究委員会への参加の承認）

第2条 研究委員会への参加の承認にあたっては、参加を希望する者が一般社団法人電波産業会の正会員であることを条件とする。

（部会等の構成）

第3条 部会等は、研究委員会の委員又は特別委員（委員又は特別委員が指定したものを含む。）のうち、構成員となることを希望する者により構成する。

（部会長等）

第4条 部会等には部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会等の構成員のうちから、高度無線通信研究委員会委員長が指名する。

3 部会長は、部会等を代表し、部会等の活動を統括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の職務を代行する。

（専門委員会等）

第5条 部会等には、専門委員会又はこれに準ずる組織（以下「専門委員会等」という。）を置くことが出来る。

2 専門委員会等には主査及び副主査を置く。

3 主査及び副主査は、構成員のうちから、部会長が指名する。

4 専門委員会等の運営に必要な事項は専門委員会等で定める。

（研究委員会の開催及び運営）

第6条 研究委員会は委員長が招集する。

2 研究委員会は、代理出席及び委任状による出席を含めて、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 研究委員会の議長は、委員長とする。

4 研究委員会における議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（運営幹事会の開催及び運営）

第7条 運営幹事会は議長が招集する。

2 運営幹事会は、代理出席及び委任状による出席を含めて、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3 運営幹事会における議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 運営幹事会は、必要に応じて書面又は電子メールにより開催することができる。

(部会等の開催及び運営)

第8条 部会等は部会長が招集する。

- 2 部会等は、必要に応じて随時開催する。
- 3 部会等は、代理出席及び委任状による出席も含めて、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 4 部会等における議決は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会等は必要に応じて、書面又は電子メールによる部会等とすることができる。

(特別委員)

第9条 高度無線通信研究委員会規定第4条第2項に関し、特別委員は次の者により構成する。

- ・ 委員長または副委員長に委嘱される、又は委嘱された研究委員会の委員以外の者
- ・ 部会長等に指名される、又は指名された部会等の構成員以外の者
- ・ 総務省およびその関連機関の関係者

(オブザーバ)

第10条 研究委員会、部会等へのオブザーバ参加の承認にあたっては、参加を希望する者が予め、委員長、もしくは参加を希望する部会等の部会長の承認を得ることを条件とする。

- 2 研究委員会、部会等にオブザーバ参加する者は、発言は可能とするが、議決権および発議権はないものとする。

(届け出)

第11条 以下のいずれかに該当する場合は、委員は所定の様式により届け出ること。

- ・ 研究委員会からの退会を希望する場合
- ・ 参加する部会の追加または削除を希望する場合
- ・ 委員の変更
- ・ 法人名称の変更
- ・ その他届け出事項の変更

(部会等の運営の細則)

第12条 この運営細則に定めるもののほか、部会等の運営に必要な事項は、部会等で定める。

(部会等の庶務)

第13条 部会等の庶務は、研究委員会事務局が行う。

附則

この運営細則は、平成24年5月18日から施行する。

部会等運営細則（平成18年4月7日 第1回研究委員会決定）は廃止する。

附則

この運営細則は、平成29年4月17日から施行する。

附則

この運営細則は、2019年6月25日から施行する。